

移住支援金交付申請書兼実績報告書に伴う誓約事項

- 1 移住支援金に関する報告及び立入調査について、熊本県及び熊本市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 居住地等その他移住支援金に係る要件を確認するため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類（以下「個人情報の取扱い」に記載のある内容）を確認することに同意します。
- 3 以下の場合には、熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領並びに熊本市移住支援金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に熊本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（要綱第2条第1項第2号に規定する「就業に関する要件」のみ）を辞した場合：全額
 - （4）熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に熊本市以外の市区町村に転出した場合：半額

【個人情報の取扱い】

熊本県及び熊本市は、移住支援金の交付に際して得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。以下同じ。）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

熊本県及び熊本市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

熊本県及び熊本市は、移住支援金に係る要件確認及び返還事由の該当有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名